

公立大学法人京都市立芸術大学の中期目標期間中における 中間評価方針及び評価方法

1 趣旨

公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の中期目標期間中における、中期計画の進捗状況等に対する評価（以下「中間評価」という。）については、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の進行状況を確認する。
- (2) 中期計画の達成に資するため、解決すべき課題を抽出するとともに、中期計画策定当初には想定しえなかった状況への対応を検討する。
- (3) 中間評価を通じて、法人の業務運営状況をわかりやすく広く社会に示し、市民への説明責任を果たす。
- (4) 教育・研究に関する事項は、とりわけ短期間に成果が出にくいという特性に配慮して、評価委員会では評価は行わずに取組状況の確認を行うこととする。

なお、教育・研究に関する事項の評価は、教育・研究の専門的な知見や経験を有する認証評価機関による評価結果（7年ごとに実施、平成26年度受審）を踏まえて、中期計画終了後に実施する「中期目標に係る業務の実績に関する評価」において行う。

- (5) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

3 評価の方法

中間評価は、法人が提出する「公立大学法人京都市立芸術大学の中期目標期間の中間点における業務の実績報告書」（以下「報告書」という。）に基づいて、中期計画の各項目の進捗状況を確認する「項目別評価」と、その結果等を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する「全体評価」により行う。

4 評価の手順

(1) 項目別評価

ア 法人による自己点検・評価

中間評価にあたっては、中期計画の進捗状況を明らかにするため、各年度の年度評価とは異なり、法人は中期目標期間の中間点における進捗状況という視点から自己点検・自己評価を行い、これに基づき報告書を作成する。

法人は、中期計画の記載事項ごとに事業の実施状況を自己点検・自己評価したうえで、報告書に計画の実施状況等を記載し、以下の4段階により進捗状況の記号を記載する。

また、次期中期計画の策定に向けた検討材料とするという観点から、これまでの評価委員会からの指摘等を踏まえ、現中期計画の課題等の整理を行う。

進捗状況	記号
中期計画で設定した目標を上回って達成できる見込み。	Ⅳ
中期計画で設定した目標を達成できる見込み。	Ⅲ
中期計画で設定した目標を達成できない見込み。	Ⅱ
中期計画を実施していない。	Ⅰ

イ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出を受けた報告書に基づき、中期計画の項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人の自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。ただし、教育・研究に関する事項については、法人が記載した計画の実施状況等から進捗状況を確認する。

ウ 評価委員会による評定

上記イの検証を踏まえ、項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付す。

「教育研究に関する事項」を除いた「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報の提供」及び「その他の業務運営」の各項目について、以下の5段階により進捗状況を評定する。

ランク	評定	判断基準（目安）
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	評価委員会が特に認める場合
A	中期計画の達成に向けて順調に進んでいる	すべてⅣ又はⅢ
B	中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
C	中期計画の達成のためにはやや遅れている	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
D	中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※上記判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。

(2) 全体評価

項目別評価結果及び報告書の内容を踏まえ、中期計画の進捗状況を記述式により評価する。

(3) 法人の意見申立て機会の付与

評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に評価結果案を示し、意見申立ての機会を付与する。

(4) 評価結果の決定・公表

ア 評価結果は、法人に通知する。

イ 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。

ウ 評価委員会は、前2項の評価結果及び改善勧告における内容を市長に通知し公表する。